

## 「環境基本法と化審法リスク評価について」に対する意見

令和元年 9 月 20 日  
経済産業省化学物質安全室

令和元年 9 月 13 日に環境省環境保健部化学物質審査室から送付のあった、「環境基本法と化審法リスク評価について」に対する経済産業省化学物質安全室からの意見は以下のとおりである。

**1. 「化審法の優先評価化学物質について、リスク評価の実施を遅らせることは、環境基本法の基本理念に明らかに反する。」について**

- 環境基本法の基本理念に反するか否かに関わらず、優先評価化学物質のリスク評価の実施を遅らせるべきではない。そのため、合意されていない点について、速やかに検討しリスク評価を進める必要があると考えている。

**2. 「環境基本法は、環境基準が設定された化学物質について、他法令においてリスク評価を行う際の手法や収集する知見の範囲を制限するような規定を設けていない。また、リスク評価の結果としてリスクが懸念される場合に、環境基準の見直しを行うより前に必要な措置を講じることについて妨げていない。」について**

- 環境基本法が、他法令の手法等を規定していないこと、環境基準の見直しを行う前に必要な措置を講じることが妨げていない点については同意する。
- ただし、化審法の第二種特定化学物質の規制に関しては、「生活環境動植物」への被害を防止する観点から行うこととされており、逐条解説には「生活環境動植物」について、「具体的にいかなる動植物がこれに該当するかについては、環境基本法の解釈等に従いつつ社会通念で判断されることとなる」と記載されている。
- 今回問題とされている *Americamysis bahia* データについては、現在の環境基準を定めた際にすでに存在した知見であり、それにもかかわらず、現在の環境基準を定める際に採用しなかった有害性情報である。
- そのため、環境基本法において環境基準を定めた際に採用しなかった理由等、

環境基本法との関係を整理した上で、*Americamysis bahia*データの採用可否は検討する必要があると考える。

3. また、「生活環境動植物」については、化審法の逐条解説において、「平成 15 年改正により導入された概念であり、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質が数量制限等を伴う直接規制の対象となりうるものであることを踏まえ、こうした直接規制を講ずる場合における評価の対象となる動植物の範囲を環境基本法に規定する「生活環境」保全に必要な範囲に限定する趣旨を示している」とされている。これらの規定等は保護の対象となる動植物の範囲を限定しているものであり、その影響の評価に用いる知見の範囲を「生活環境動植物」や「環境基準と同一の範囲」に限定するものではない。」とについて

○ 評価に用いる知見の範囲を「生活環境動植物」に限定するものではないことについては同意するが、化審法の保護の対象としている範囲は環境基準と同じであることから、評価に用いる知見の範囲も「環境基準と同一の範囲」に限定する必要があると考える。(環境基準を定めるタイミングとの関係で一時的にズレが生じることまで妨げる意図ではない。)

以下にその理由を述べる。

○平成 15 年化審法改正時に 3 省で合意している法解釈が逐条解説として以下のように記載されており、この逐条解説から外れた法解釈をすることは認められないと考えている。

・本法における動植物の概念の図の「生活環境動植物」の説明に、「他の法令での取組を参考に、人の生活と密接な関連のある動植物の中から、特定の動植物を選び、それらを用いた試験により、個別種への影響を特定する。」と記載されている。

・評価の対象となる動植物の範囲を単に「動植物」と規定せず、「生活環境動植物」としている理由として、「①化学物質が動植物（一般）あるいは生態系全体に及ぼす影響を定量的に評価する方法が確立されておらず、生態系への影響の観点から直ちにこれらの化学物質の製造・輸入を制限する等の数量規制を実施することは困難であること」があげられている。

・さらに、「②保護の対象を「動植物（一般）」や「生態系全般」ではなく、一定の範囲に限定することとすれば、定量的な評価が可能となることを踏まえたもの」とされている。

- 化審法の逐条解説では、評価の対象となる動植物の範囲を「動植物」と規定しなかった理由について、「生態系全体に及ぼす影響を定量的に評価する方法が確立されていない」等をあげており、評価の手法上の理由から限定していることがわかる。そのため、「評価の対象となる動植物」とは「評価に用いる知見の範囲」を指す意図があることは明白である。以上から、「評価の対象となる動植物」とは保護の対象となる動植物の範囲を限定しているものでもあるが、評価に用いる知見の範囲を限定しているものでもあると考える。
- また、逐条解説において「評価の対象となる動植物の範囲は、環境基本法に規定する「生活環境」保全に必要な範囲に限定している」ことから、評価に用いる知見の範囲は「環境基準と同一の範囲」に限定する必要がある、少なくとも、環境基準を定める際の考え方を踏襲する範囲内であれば問題ないと考えている。もし、環境基本法において環境基準を定めた際に採用しなかった知見を化審法において採用すべきとのことであれば、環境基本法で採用しなかった理由を明らかにし、環境基準においても、当該知見を採用すべく検討を進められて然るべきと考える。

続いて、上記内容を踏まえ、*Americamysis bahia* についての見解を述べる。

- *Americamysis bahia* については、環境基本法においては、国外種であることを理由に除外されたと承知している。環境基本法においては、評価に用いる文献の範囲は、我が国における水生生物保全の観点から導出されるものであることから、我が国に生息する有用動植物（魚介類）及びその餌生物を対象とした文献とすることとされており、*Americamysis bahia* については、オオミジンコ※などとは異なり、我が国に生息する水生生物又はその近縁種ではないなどの理由から除外されたとのではないかと考えている。また、このような環境基本法における扱いを踏まえ、*Americamysis bahia* については、化審法においても、評価に用いる知見から除外することが、化審法の逐条解説に基づいた解釈であると考えている。
- そのため、*Americamysis bahia* を化審法での評価に用いる知見として採用するのであれば、環境基本法で除外された理由を明らかにし、環境基準において

も、当該知見を採用すべく検討を進められる状況であることを確認させていただきたい。

※環境基本法に基づく水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全にかかる環境基準についてノニルフェノールについて検討した答申書「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について(第1次答申)(平成24年3月 中央環境審議会)」において、目標値の導出方法(評価文献の範囲)についての記載がある。そこには、「目標値が我が国における水生生物保全の観点から導出されるものであることから、評価に用いる文献の範囲は、我が国に生息する有用動植物(魚介類)及びその餌生物を対象とした文献とする」、「餌生物については、原則として我が国に生息する水生生物又はその近縁種で、かつ、OECD テストガイドライン等に供される水生生物種(例: 推奨種の一つであるオオミジンコ)を対象とした文献も含めるものとする。」とある。